

資料

平成20年10月10日

金融庁監督局

信金・信組の大口信用供与規制

👉 規制の概要【法律】

- ✓ 信用リスクの集中を避けるため、同一人に対する信用の供与等の額は、信金・信組の自己資本の額に一定の比率を乗じた額を超えてはならない。
- ✓ 但し、やむを得ない理由がある場合として、当局より承認を受けたとき等は、当該規制は受けない。

👉 規制比率【政令】

債務者本体 25% グループ40%

👉 監督上の対応【監督指針】

- ✓ 大口与信先に対するリスクが顕在化した場合の影響額を勘案した自己資本比率を基準として、信用リスクの管理態勢について改善が必要と認められる信金・信組に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合は銀行法第24条に基づく報告を求めることを通じて、着実な改善を促す。
- ✓ 限度額超過の承認に当たっては、超過の解消に向けた計画を求めるとともに、定期的に計画の履行状況を報告させる。